

4.八戸圏域水道企業団の対応

(1)資本制度の見直しについて

資本制度の見直しに基づいて、当企業団では『八戸圏域水道企業団水道事業会計の利益及び資本剰余金の処分に関する条例』(別紙参照)を制定し、利益の処分については減債積立金へ所定の金額を積み立て、残額がある場合に水道施設機能強化積立金、建設改良積立金へ積み立てができることと定めています。

(2)会計基準の改正による影響

「3.主な改正内容」で説明した項目以外の会計基準の改正項目については、当企業団の事業運営や資産の状況によって影響が少ない項目があり、改正に伴う対応の必要がない場合があります。

①繰延勘定の原則廃止

すでに繰延勘定に計上している分については、移行処理により一括償却することとしました。

②たな卸資産の価額

低価法を適用しないことが認められる、「重要性が乏しい」場合に該当するため、適用していません。

③減損会計の導入

減損の兆候が見られる資産が少なく、重要性が乏しいため、減損会計を適用していません。

④セグメント情報の開示

事業単位を分けて情報を開示することになりますが、当企業団では上水道事業のみの経営を行っており、従来と変更はありません。

⑤勘定科目等の見直し

会計基準の見直しに基づき、企業団財務規程において勘定科目表などを改正し見直しました。

⑥組入資本金制度の廃止

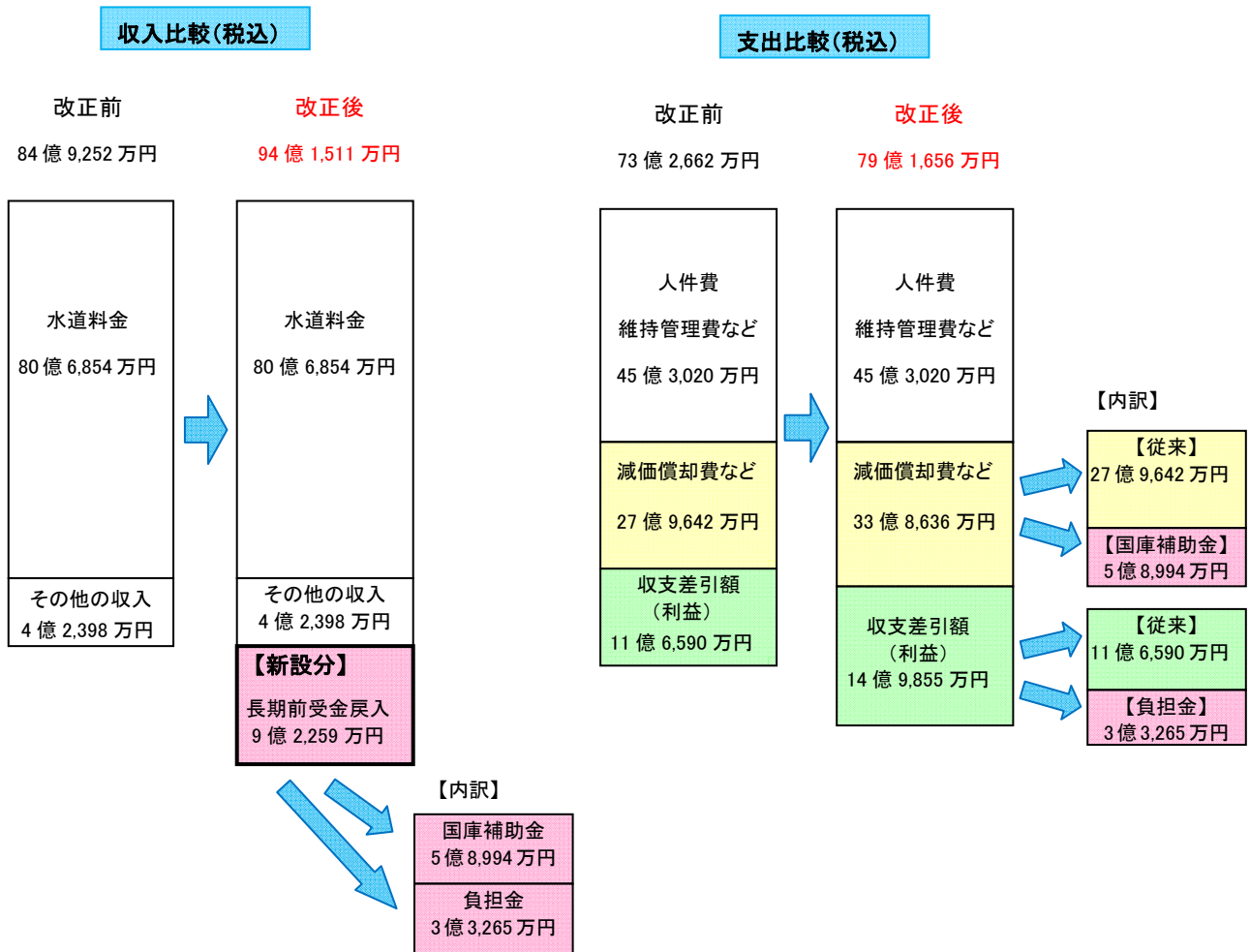
積立金使用後にその金額を資本金へ組み入れる制度が廃止され、未処分利益剰余金となります。

一方、制度改正により大きく変更となる点は、国庫補助金等を導入して取得した水道施設の減価償却費の取扱いです。

企業団では、従来は国庫補助金分を減価償却しない「みなし償却」を採用していましたが、改正後は、全て減価償却を行うこととし、当年度の減価償却費相当分を長期前受金戻入として収入に計上することになりました。

その結果、収支差引は利益が増えたように計上されますが、実際には現金を伴わないため、資金調達上は、従来通りの結果となります。

○H26 年度予算 収益的収支の状況



今回の会計基準の改正によって、地方公営企業法で定められている損益計算書や貸借対照表などの財務諸表の表示は大きく変わることになりますが、企業団の水道事業運営に係る経営実態は、改正前と変わりません。

しかし、人口減少社会などの進行により、更に水需要が減少し水道料金収入も減っていく中で、将来的には、老朽化した水道施設の更新などに多額な費用が必要となることから、非常に厳しい経営環境が予想されています。

このような状況の下、経営の透明性を高め損益構造や資産状況を的確に把握し、地域の実情に応じた適切な経営判断ができる体制を整備することで、地域住民に必要な不可欠な水道事業の持続に努めていきます。

八戸圏域水道企業団水道事業会計の利益及び資本剰余金の処分に関する条例

平成24年3月28日

八戸圏域水道企業団条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)第32条第2項及び第3項の規定に基づき、水道事業会計の利益及び資本剰余金の処分について必要な事項を定めることにより、水道事業経営の健全性及び安定性の確保を図ることを目的とする。

(用語)

第2条 この条例において使用する用語は、法及びこれに基づく命令において使用する用語の例による。

(利益の処分)

第3条 事業年度末日において企業債を有する場合は、法第32条第1項の規定により毎事業年度生じた利益のうち前事業年度から繰り越した欠損金をうめた後の残額(以下「欠損金補てん残額」という。)の20分の1を下らない金額(企業債の額から既に積み立てた減債積立金の積立額を控除した額が欠損金補てん残額の20分の1に満たない場合にあっては、その額)を企業債の額に達するまで、減債積立金として積み立てなければならない。

2 前項の規定により減債積立金を積み立て、なお利益に残額がある場合は、企業長は、その残額の全部又は一部を利益積立金、建設改良積立金又は水道施設機能強化積立金として積み立てることができる。

3 前2項に規定する積立金は、それぞれ次の各号に掲げる目的のために積み立てるものとし、当該目的以外の用途には使用することができない。ただし、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号。以下「令」という。)第24条第2項の規定により、当該目的以外の用途に使用することについて、議会の議決を経た場合は、この限りでない。

- (1) 減債積立金 企業債の償還に充てるもの
- (2) 利益積立金 欠損金をうめるもの
- (3) 建設改良積立金 建設又は改良を行う資金に充てるもの
- (4) 水道施設機能強化積立金 水道施設の機能強化を図る資金に充てるもの

(欠損の処理)

第4条 法第32条の2の規定により前事業年度から繰り越した利益をもって欠損金をうめ、なお欠損金に残額があるときは、利益積立金をもってうめるものとする。

2 前項の規定により利益積立金をもって欠損金をうめても、なお欠損金に残額があるときは、翌事業年度へ繰り越すものとする。

3 前項の規定にかかわらず、利益積立金をもって欠損金をうめても、なお欠損金に残額があるときは、企業長は、令第24条第2項の議会の議決を経て利益積立金以外の積立金をもってうめ、なお欠損金に残額があるときは、翌事業年度へ繰り越し、又は資本剰余金をもってうめることができる。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、企業長が定める。

附 則

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

2 平成24年度及び平成25年度の事業年度については、資本剰余金に整理すべき資本的支出に充てるために交付された補助金、負担金その他これらに類する金銭又は物件(以下「補助金等」という。)をもって取得した固定資産で、当該資産の取得に要した価額からその取得のために充てた補助金等の金額に相当する金額(物件にあっては、その適正な見積価額をいう。)を控除した金額を帳簿原価又は帳簿価額とみなして減価償却を行うもののうち、減価償却を行わなかった部分に相当するものが滅失し、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄した場合において、損失を生じたときは、当該資本剰余金を取り崩して当該損失をうめることができる。